



2026年6月26日

各位

会社名 株式会社 アスタリス ク
代表者名 代表取締役執行役員社長 鈴木 規之
(コード番号：6522 東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員管理統括室長 太田 尚友
ir@asx.co.jp

第9回及び第10回新株予約権の発行並びに
新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第9回及び第10回新株予約権（以下それぞれを「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）並びに本新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※。以下「本買取契約」といいます。）及び総数引受契約を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年7月13日
(2) 新株予約権の総数	計 11,500 個 第9回新株予約権：5,750 個 第10回新株予約権：5,750 個
(3) 発行価額	総額 3,220,000 円 第9回新株予約権 1 個当たり 299 円 第10回新株予約権 1 個当たり 261 円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,150,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第9回新株予約権：575,000 株 第10回新株予約権：575,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれの回号についても 509 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,150,000 株であります。
(5) 調達資金の額	約 2,182,220,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第9回新株予約権：当初行使価額 1,800 円 第10回新株予約権：当初行使価額 2,000 円 (1) いずれの回号の本新株予約権についても、発行日から6ヶ月を経過した日以降、当該回号の本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、当該行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」といいます。）の直前取引日（同日に株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。以下同じ。）における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、当該修正は、決議日の5取引日前までに（通知の時間は16時を締切りとします。）かかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知した場合に限り

	<p>行うことができます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。なお、上記①に関して、本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過している場合であれば、本新株予約権の全ての回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能です。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第9回新株予約権：EVO FUND 5,750個</p> <p>第10回新株予約権：EVO FUND 5,750個</p>
(8) 権利行使期間	2026年7月14日から2029年7月13日までとします。
(9) その他	<p>(1) 当社は、割当予定先との間で、本日付で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたします。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(3) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を2パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり。）。これは、将来の株価上昇を見越し、2パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会が必要と判断し決議した場合（例えば、当社の資金需要、本資金調達による調達資金の資金用途への

充当に係る進捗状況、当社株式の市場価格・出来高等の市場環境、本新株予約権の行使状況及び今後の資金調達の必要性等を総合的に勘案し、当社取締役会が判断することを想定しております。）には、かかる決議日の直前取引日における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）に修正される仕組みとしました。但し、いずれの場合においても修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

上記の行使価額が修正されうる仕組みにより、当社株価が低迷し本新株予約権の行使が進まないリスクを減らすことができます。また、当社株価がターゲット価格である当初の行使価額を大きく上回って推移する状況においては、行使価額が上方修正されることにより、資金調達の額が増加する可能性があります。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわち、いわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載のとおり、本新株予約権のいずれも行使価額の修正は6ヶ月間において最大1回であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行数	5,750個	5,750個
発行価額の総額	1,719,250円	1,500,750円
発行価額	299円	261円
行使価額	1,800円	2,000円
「行使価額の修正」の項目	有	有
行使請求期間	3年間	3年間

（注）なお、各新株予約権の行使価額については、当社の中期的な成長戦略であるリニアモーター分野の研究開発資金並びに M&A 及び戦略投資資金として見込まれる合計約 22 億円規模の資金需要、各新株予約権の行使により発行される株式数並びにこれによる既存株主に対する希薄化の影響及び市場に与える影響、現状の株価を考慮した行使の蓋然性を当社にて検討した結果、総合的な判断により設定いたしました。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「ITを通じて、三方笑顔（お客様の笑顔／社員の笑顔／世間の笑顔）を創造し、人類・社会の進歩発展に貢献します。」を経営理念とし、独自開発の各種リーダー及びRFID技術、画像認識技術、人検出・動体追跡技術等を活用した製品の研究開発・製造・販売を行うAsReader事業と、これら製品を活用するためのシステム開発を行うシステムインテグレーション事業を主な事業として展開しております。

当社グループは、2025年11月28日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項について記載した書面」及び2026年1月14日に公表した2026年8月期第1四半期決算説明資料に記載のとおり、以下の成長戦略を推進しております。

（既存主力事業）

スマートフォン装着型リーダー「AsReader」の優位性を市場に積極的に発信し、顧客への認知向上と導入拡大を進めております。物流、小売、製造業を中心に、従来の専用ハンディターミナルからスマートデバイスを活用した業務環境への移行需要を取り込み、更なる市場シェアの拡大を目指しております。

（新技術・新製品の開発／販売）

当社グループは、物流、製造、小売業界における人手不足や省人化ニーズの高まりを成長機会と捉え、新たな技術及び製品の研究開発を推進しております。

その一環として、リニアモーター技術を応用し、搬送体が浮上して走行する次世代リニア搬送システム「AsReader HAKOBU」の開発を進めております。本システムは、搬送体がレールに接触しない「浮かぶ搬送」を実現することで摩擦を大幅に低減し、重量物であっても小さな力で効率的に搬送することを可能とします。

また、摩耗部品が少なく保守性に優れるほか、バッテリーに依存しない給電方式を採用することで、冷凍・冷蔵環境や食品工場など従来の搬送設備では対応が難しかった環境においても安定した運用が可能となります。

さらに、当社グループは、顔認証技術を活用した「AsReader GoMA Professional」「AsReader GoMA Home」、小売店舗向け省人化ソリューション「Reading Tub」、スマートキーソリューション「As Key Cube」、デジタルショーケースなどの新製品群の展開を進めております。

今後は、当社グループの強みであるRFID技術やIoT技術と融合させることで、搬送・認識・管理データを連携させた新たな自動化プラットフォームの構築を目指してまいります。

(M&A及び戦略投資)

当社グループは、中長期的な企業価値向上を目的として、既存事業とのシナジーが期待できる企業へのM&A及び資本業務提携を重要な成長戦略の一つとして位置付けております。特に、物流自動化、RFID、IoT、AI、画像認識、システム開発分野において優れた技術や顧客基盤を有する企業との連携を通じて、事業領域の拡大及び収益基盤の強化を図る方針です。

これらの成長戦略をベースとした事業活動を行っておりますが、とりわけ「次世代搬送システムをはじめとする新技術・新製品の開発及び販売」並びに「M&A及び戦略投資」は、当社グループの中長期的な成長を実現する上で重要な要素であると認識しております。他方で、2026年8月期第2四半期連結会計期間の業績は、売上高760,930千円(前年同期比13.1%減)、営業損失29,747千円、(前年同期は15,991千円の営業損失)、経常損失8,117千円、(前年同期は18,942千円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失11,372千円(前年同期は23,187千円の親会社株主に帰属する中間純損失)となり、3会計年度連続で営業損失を計上しています。また、2026年8月期第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,726,853千円(前年同期比54,360千円の減少)、負債合計は1,016,490千円(前年同期比35,497千円の減少)及び純資産合計は1,710,363千円(前年同期比18,862千円の減少)となっています。

このような業績及び財政状態のもとで、新技術の開発を推進して行くためには、リニアモーター技術を活用した次世代搬送システム「AsReader HAKOBU」の研究開発及び製品化に向けた資金が必要となります。また、AsReader GoMA、Reading Tub、As Key Cube、デジタルショーケース等の製品販売拡大に向けた製造・仕入資金が必要となります。さらに、成長機会を迅速に取り込むため、M&A及び資本業務提携等を機動的に実行できる財務基盤の強化も重要であると考えております。

このような背景のもと、当社グループは成長戦略を着実かつ迅速に実行し、企業価値向上を図るため、本新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価を定め、これを行使価額として設定した新株予約権を採用しております。

当社は下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、2024年9月17日にEVO FUND及びトリプルウィン株式会社(以下「トリプルウィン」といいます。)に対して第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権(以下個別に又は総称して「前回新株予約権」といいます。)をそれぞれ割り当てておりますが、そのうちトリプルウィンに割り当てた前回新株予約権についてはいずれも現時点において行使されておられません。当社としては、現時点における当社の資金需要等に鑑み、前回新株予約権による資金調達に加えて、本新株予約権による追加的な資金調達が必要と判断したものであり、本新株予約権は前回新株予約権とは異なる設計及び資金使途のために発行するものです。本新株予約権による調達は、当社の中長期的な事業計画の遂行に必要な資金調達手段の

多様化及び資金調達の実施を決定いたしました。

なお、各本新株予約権の発行要項及び本買取契約には、以下の規定が定められています。

① 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、原則として当初行使価額に固定されますが、発行日から6ヶ月を経過した日以降、本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、行使価額は、決議日の直前取引日における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、当該修正は、決議日の5取引日前までに（通知の時間は16時を締切りとします。）かかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知した場合に限り行うことができます。

上記にかかわらず、①本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社は上記の修正に係る決議を行うことができません。なお、上記①に関して、本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過している場合であれば、本新株予約権の全ての回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能です。当社は、本新株予約権の行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点の株価状況や資金需要等の諸般の事情を考慮した上で、同時に複数回号の行使価額を修正するかどうかを判断する予定です。

当社は、本新株予約権の行使価額の修正を決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

② 取得条項（当社取締役会決議による取得）

当社は、本新株予約権のいずれかの回号につき、当該本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当該本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、2週間以上前の事前通知を行うことにより、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、割当予定先の保有する当該本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

当社は、本新株予約権の取得を当社取締役会が決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 取得条項（行使期間末日における取得）

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当該末日に残存する本新株予約権の全てを、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得します。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。2026年5月頃、当社が新株予約権、転換社債、及び普通株式等を用いた資金調達のアレンジメントにおいて豊富な実績とノウハウがあるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：シヨン・ローソン。以下「EJS」といいます。）に資金調達に関して問い合わせを行い、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。EJSより提案を受けた本スキームは、下記「（3）本スキームの特徴」、「（4）

他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、柔軟な資金調達が可能であると考えました。また、本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、柔軟に新株予約権を取得・消却し、資金調達をキャンセルすることが可能であるため、必要に応じて取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能であるという点においても当社のファイナンスニーズに最も合致していると考えました。これらの総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 原則固定の行使価額（資金調達目標株価）による資金調達
株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を2回号に分け、あらかじめ将来の株価上昇を見込んで2通りの行使価額を設定しており（ターゲット・イシュー・プログラム（TIP））、いずれの回号の本新株予約権についても、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われません。
- ② 取得条項
本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。
- ③ 資金調達コストの削減
複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。
- ④ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計1,150,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。
- ⑤ 行使価額修正条項・選択権
上記①に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、いずれの回号の本新株予約権についても、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は当初の目標株価であった行使価額を下回って株価が推移した場合においても緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対応することが可能です。なお、本新株予約権については、割当予定先に対して、当社が本新株予約権の行使を指図することができる条項等は設定されておらず、本新株予約権の行使判断については、割当予定先の裁量に委ねられています。
- ⑥ 株価への影響の軽減
行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象とな

る株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額（第9回新株予約権は当初1,800円、第10回新株予約権は当初2,000円）を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定通りにはできない可能性があります。当社は、一定の条件の下、本新株予約権の行使価額の修正を決議することができますが、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、かかる行使価額の修正の決議により本新株予約権の行使を促進することはできません。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、EVO FUNDによる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当予定先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないとして判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、当社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがありません。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑥ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	2,188,220,000円
本新株予約権の払込金額の総額	3,220,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,185,000,000円
発行諸費用の概算額	6,000,000円
差引手取概算額	2,182,220,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第9回新株予約権1,719,250円、第10回新株予約権1,500,750円、合計3,220,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（第9回新株予約権1,035,000,000円、第10回新株予約権1,150,000,000円、合計2,185,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少します。

払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が増加した場合は、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の②への充当を考えております。払込金額の総額

及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が減少した場合は、手許資金や当座貸越枠の使用による資金の充当又は「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の②の減額による調整を考えております。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権評価費用、有価証券届出書作成費用等の合計額です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の差引手取概算額は、上記のとおり合計2,182百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① リニアモーター分野の研究開発資金	500	2027年1月～2030年12月
② M&A及び戦略投資資金	1,682	2026年11月～2030年12月
合計	2,182	—

(注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座等で適切に運用管理する予定です。

2. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。現時点において、当社は本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達した資金につき、原則としては、上記資金使途の①、②の順に優先して充当していく予定であり、調達額が予定に満たない場合には、借入金又は手元資金により充当する予定であります。ただし、2026年12月までに調達した資金につきましては、上記資金使途の②に先に充当する予定です。

上記表中に記載した資金使途に係る詳細は以下のとおりです。

① リニアモーター分野の研究開発資金

当社グループは、物流業界、製造業界及び小売業界における深刻な人手不足や自動化ニーズの高まりを背景として、リニアモーター技術を活用した次世代搬送システムの研究開発に取り組んでおります。

当社グループは、リニアモーター技術を応用し、搬送体が浮上して走行する次世代リニア搬送システム「AsReader HAKOBU」のコンセプトモデルを発表いたしました。本システムは、搬送体がレールに接触しない「浮かぶ搬送」を実現することで摩擦を大幅に低減し、重量物であっても小さな力で効率的に搬送することを可能とします。また、摩耗部品が少なく保守性に優れるほか、バッテリーに依存しない給電方式を採用することで、冷凍・冷蔵環境や食品工場など従来の搬送設備では対応が難しかった環境においても安定した運用が可能となります。

現在、物流倉庫、工場及び店舗等における搬送工程の自動化需要は拡大傾向にあり、搬送設備市場においても高効率化、省人化及び省エネルギー化への要求が高まっております。当社グループは、AsReader HAKOBUを物流・製造現場における新たな搬送インフラとして位置付け、実用化及び事業化を推進してまいります。

このような背景のなかで、今回調達する資金は、リニアモーター分野の研究開発資金に充当する予定です。より具体的には、リニアモーター及び浮上制御技術の研究開発資金として150百万円、搬送制御システム及びソフトウェア開発資金として100百万円、試作機開発及び実証実験資金として150百万円、量産化に向けた設計開発資金として100百万円、合計500百万円を支出することを予定しております。

当社グループは、今後拡大が見込まれる物流自動化市場及びスマートファクトリー市場における事業機会を捉え、中長期的な成長を牽引する新たな事業基盤の確立を目指しております。本研究開発は、当社グループの企業価値向上及び収益基盤の強化に大きく貢献するものと考えております。

② M&A及び戦略投資資金

当社グループは、中長期的な成長戦略の一環として、既存事業との高いシナジーが期待できる企業へのM&A及び資本業務提携を積極的に推進する方針です。

当社グループはこれまで、RFID関連製品及びモバイル業務ソリューションを中心に事業を展開してまいりましたが、今後さらなる企業価値向上を実現するためには、保有技術及び顧客基盤の拡充が重要であると認識しております。

具体的には、物流自動化、搬送システム、RFID、IoT、AI、画像認識、システム開発及び海外販売ネットワーク等の分野において技術力や顧客基盤を有する企業を対象として、M&A及び資本業務提携を検討しております。

これらの企業との連携により、当社グループが保有するAsReader事業とのクロスセル機会の創出、新規市場への参入、技術開発力の強化及び海外展開の加速を実現できるものと考えております。

今回調達する資金は、M&A及び戦略投資資金として、当該M&A及び資本業務提携案件に係る株式取得資金、出資資金、デューデリジェンス費用及び各種アドバイザー費用等に1,682百万円を充当することを予定しております。

現時点において具体的な案件が確定しているものではありませんが、1社あたり5～10億円の規模で当社グループの成長戦略に資する複数の案件（2社又は3社程度を想定しています。）について継続的に情報収集及び検討を行っております。今後、対象企業との協議が整った段階で、必要に応じて適時適切な開示を行う予定です。

なお、資金調達後一定期間内にM&A又は資本業務提携が実施されない場合には、当社グループの既存事業及び新規事業における研究開発資金、設備投資資金又は運転資金に充当する方針です。

当社グループは、これらの成長投資を通じて事業基盤の強化及び収益機会の拡大を図り、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

上記資金用途を変更する場合には速やかに開示いたします。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当することで、当社の企業価値の向上を実現いたします。当該資金用途は、中長期的な売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金用途については当社の既存株主の皆様への利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号。以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026年6月25日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,017円）、ボラティリティ（82.9%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.6%）、市場出来高、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要に基づき行使価額修正が実施されること、割当予定先による権利行使及び株

式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。)を想定して評価を実施しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、第9回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の299円、第10回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の261円としました。

各回号の本新株予約権の行使価額は当初、第9回新株予約権につき1,800円、第10回新株予約権につき2,000円に設定されており、その後の行使価額は、本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合には、決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)に修正されます。また、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、509円に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会からも、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権の発行は適法な発行である旨の意見が表明されております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,150,000株(議決権数11,500個)は、2026年4月14日現在の当社発行済株式総数8,038,800株及び議決権数80,295個を分母とする希薄化率としては14.31%(議決権ベースの希薄化率は14.32%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3年間の行使期間において、株価水準に応じて段階的に行使されることが想定され、本新株予約権の行使により発行されることとなる株式数は、単純計算で1年当たりそれぞれ約191,666株(2026年4月14日現在の当社発行済株式総数に対する希薄化率は2.38%)となります。また、本資金調達により今後3年間の資金調達を確立し、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,261,778株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。当社としては、本新株予約権による調達資金によって、事業転換の推進及び収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることは、当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながると考えております。したがって、本新株予約権による資金調達は、その希薄化の程度を勘案しても、株主価値向上の観点から合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

EVO FUND

(a) 名	称	EVO FUND (エボ ファンド)
-------	---	-----------------------

(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約227百万米ドル（2026年4月30日現在）	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. （Tiger Holdings Ltd. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有）	
(h) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12億1,905万8,875円
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年6月25日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係の有無を、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号、代表取締役：中村 勝彦）にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年6月12日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、2026年5月頃、当社が新株予約権、転換社債、及び普通株式等を用いた資金調達のアレンジメントにおいて豊富な実績とノウハウがあるEJSに資金調達に関して問い合わせを行い、EJSから本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、柔軟な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載のとおり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

EVO FUND は、上場株式への投資を目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。

EVO FUND の関連会社である EJS が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS のあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的には市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の 2026 年 5 月 29 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、EVO FUND は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は基本的に重ならない想定であることから、EVO FUND は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 大株主及び持株比率

募集前 (2026年4月14日現在)	
トリプルウィン株式会社	39.81%
株式会社SBI証券	2.41%
楽天証券株式会社共有口	2.08%
鈴木 規之	2.02%
熊本 尚樹	1.31%
薛 文宝	1.03%
大宮 典子	0.75%
アスタリスク従業員持株会	0.70%
村松 翔	0.68%
松島 裕一郎	0.63%

- (注) 1. 持株比率は、2026年4月14日現在の発行済株式総数を基準として、2026年2月28日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は短期保有とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、来期以降の業績への影響については、その程度が明らかになった段階で適切に開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高	1,759,851	1,578,458	1,666,306
営業利益又は営業損失（△）	△192,078	△224,846	△125,649
経常利益又は経常損失（△）	△179,540	△176,903	△128,970
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△170,071	△389,744	△182,293
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（円）	△24.01	△54.81	△24.42
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	272.16	216.40	221.69

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年4月14日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,038,800株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	456,000株	5.67%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数の総数のうち、160,000株は第5回新株予約権、40,000株は第6回新株予約権、20,000株は第7回新株予約権、236,000株は当社のストックオプション制度に係る潜在株式の数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始値	1,400円	888円	480円
高値	1,619円	1,056円	670円
安値	775円	400円	348円
終値	888円	479円	420円

（注）各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

② 最近6ヶ月間の状況

	2026年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	385円	402円	418円	1,073円	1,140円	783円
高値	479円	442円	1,699円	1,599円	1,266円	1,279円
安値	372円	382円	385円	893円	771円	683円
終値	405円	418円	1,163円	1,141円	795円	1,017円

（注）1. 各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2026年6月の株価については、2026年6月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年6月25日
始 値	1,150 円
高 値	1,159 円
安 値	1,007 円
終 値	1,017 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第5回乃至第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

払 込 期 日	2024年9月17日
発行新株予約権数	計 11,000 個 第5回新株予約権：8,000 個 第6回新株予約権：2,000 個 第7回新株予約権：1,000 個
発行価額	総額 2,563,000 円 第5回新株予約権 1 個当たり 275 円 第6回新株予約権 1 個当たり 122 円 第7回新株予約権 1 個当たり 119 円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	682,563,000 円（差引手取概算額：676,563,000 円） （内訳） 新株予約権発行分：2,563,000 円 新株予約権行使分：680,000,000 円
割 当 先	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第5回新株予約権：EVO FUND 6,400 個、トリプルウィン 1,600 個 第6回新株予約権：EVO FUND 1,600 個、トリプルウィン 400 個 第7回新株予約権：EVO FUND 800 個、トリプルウィン 200 個 なお、上記の配分については、EVO FUND 及びトリプルウィンから、引受け可能な数量について提案を受け、当社にてそれぞれの保有方針を勘案の上、決定いたしました。
募集時における発行済株式数	7,109,400 株
当該募集による潜在株式数	計 1,100,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株）
現時点における行使状況	行使済新株予約権に係る株式数：880,000 株 第5回新株予約権：6,400 個（EVO FUND6,400 個、トリプルウィン0 個） 第6回新株予約権：1,600 個（EVO FUND1,600 個、トリプルウィン0 個） 第7回新株予約権：800 個（EVO FUND800 個、トリプルウィン0 個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	546,563,000 円（差引手取概算額：540,563,000 円）
発行時における当初の資金使途	①新製品（顔認証技術・人追跡技術等）の研究開発資金 200,000,000 円 ②新製品の製造資金 450,000,000 円 ③営業力の強化施策資金 26,000,000 円
発行時における支出予定時期	①2024年10月～2026年8月 ②2024年10月～2025年8月 ③2024年10月～2025年8月
資金使途変更後の支出予定時期	①2024年10月～2026年3月 ②2024年10月～2027年12月 ③2024年10月～2026年5月
現時点における資金の充当状況	①新製品（顔認証技術・人追跡技術等）の研究開発資金（200,000,000 円） ②新製品の製造資金（100,000,000 円） ③営業力の強化施策資金（26,000,000 円）

(注) 発行時における当初の支出予定時期につきましては、上記のとおり変更しております。資金使途②、③の充当が当初の予定時期に完了していない理由は、技術者獲得の遅れにより、開発に遅れが生じたことによります。

以上

株式会社アスタリスク

第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アスタリスク第9回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,719,250 円(本新株予約権 1 個当たり 299 円)
3. 申込期日 2026 年 7 月 13 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 7 月 13 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権を EVOFUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 575,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 5,750 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 299 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初 1,800 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 2027 年 1 月 13 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の 5 取引日前の 16 時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日(同日に株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 509 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、①本新株予約権又は第 10 回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から 6 ヶ月が経過していない場合、②金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が第 14 項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。なお、上記①に関して、本新株予約権又は第 10 回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から 6 ヶ月が経過している場合であれば、これらの全ての回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付

され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第10回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026 年 7 月 14 日から 2029 年 7 月 13 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から 1 ヶ月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の 2 週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新大阪支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役執行役員社長に一任する。

株式会社アスタリスク

第 10 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アスタリスク第 10 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,500,750 円(本新株予約権 1 個当たり 261 円)
3. 申込期日 2026 年 7 月 13 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 7 月 13 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権を EVOFUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 575,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 5,750 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 261 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初 2,000 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 2027 年 1 月 13 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の 5 取引日前の 16 時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日(同日に株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 509 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、①本新株予約権又は第 9 回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から 6 ヶ月が経過していない場合、②金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が第 14 項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。なお、上記①に関して、本新株予約権又は第 9 回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から 6 ヶ月が経過している場合であれば、これらの全ての回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定

める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満

にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年7月14日から2029年7月13日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計

算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新大阪支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役執行役員社長に一任する。